

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

海産物の電話勧誘トラブル 年末にかけて特に注意してください！

カニなどの海産物の購入機会が増える年末、トラブルにご注意ください
＜事例＞

母のところに、「現在日本の海産物が海外で問題になっていて、売れない状況にあります。助けてください。たくさんサービスする。」と電話があった。曖昧な返事をしたようで不安になり、私（娘）が、着信履歴を見て電話するが、電話がつかない。

商品が届いた場合にどうすればよいか。

【トラブルに遭わないためのポイント】

- ・少しでもおかしいと思ったら、きっぱりと断りましょう
- ・事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます
 - 通知書面の書き方は、消費生活センターのホームページにも掲載しています
- ・頼んでもいないときは、一方的に商品が届いても受け取らない！
受け取ってしまった場合、代金を支払う必要はありません

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぷら座 4階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818